

○環境省告示第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第二十九条の六の規定に基づき、主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令の基準を次のように定め、公布の日から適用する。

令和五年 月 日

環境大臣 西村 明宏

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二十九条の六の規定 1  
により主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令の基準

（あり科特定外来生物に係る消毒の命令の基準）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」とい

う。）第二十九条の六第一項の規定による特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下「法」という。）第二十四条の三第一項に基づき定める要

緊急対処特定外来生物を除くあり科に属する特定外来生物（以下「あり科特定外来生物」とい

う。）に係る消毒の命令の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、特定外来生物被害防止取締官（法第二十六条第二項に規定する「特定外来生物被害防止取締官」をいう。以下同じ。）が、特に必要があると認めて別段の指示をした場合は、当該指示に従って消毒を行うものとする。

一 輸入品又はその容器包装（当該輸入品につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下「輸入品等」という。）においてあり科特定外来生物が発見された場合は、輸入品等の荷口の全部を消毒すること。ただし、あり科特定外来生物が僅少である場合その他あり科特定外来生物による被害の防止のための取締上支障がないと特定外来生物被害防止取締官が認める場合にあつては、当該荷口の一部を消毒することであることとする。

二 輸入品等の所在する土地においてあり科特定外来生物が発見された場合は、当該土地及びその周辺の土地を消毒すること。

三 輸入品等の所在する施設においてあり科特定外来生物が発見された場合は、当該施設を消毒す

ること。

四 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条に基づく検査の対象となる輸入品等を消毒する場合は、同法第九条第一項に基づく消毒に係る基準（輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号。以下「規程」という。）別表第三の方法の欄の六から十までに定める基準又は植物防疫法、植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）及び規程に基づく検査に係る要綱の別表で定める消毒方法の基準（臭化メチル、燐化アルミニウム又は青酸ガスを用いる方法であるものに限る。））と同様の方法で行うこと。

五 植物防疫法第八条に基づく検査の対象とならない輸入品等を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、別表第一に定める方法又は別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うこと。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いて消毒が行われた場合においては、消毒が的確に実施されたことを特定外来生物被害防止取締官が確認するとともに、確認の結果、特定外来生物を取り除くために更なる消毒が必要と認めるときは、再度、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき消毒を行うこと。

六 土地を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるベイト剤を用いた方法で行うこと。

七 施設を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うこと。

八 輸入品等を消毒する場合は、規程別表第四又は別表第五に基づき定められている基準に該当する構造を具備する倉庫又はサイロであつて特定外来生物被害防止取締官が指定する場所において行うこと。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いる場合についてはこの限りではない。

九 前各号に掲げる消毒の実施に当たっては、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和四十三年四月二十二日四十三農政口第六百九十九号）で定める対策と同様の消毒方法に応じた対策をとること。

（あり科特定外来生物に係る廃棄の命令の基準）

第二条 規則第二十九条の六第一項の規定による法第二十四条の三第一項に基づく廃棄の命令の基準

は、あり科特定外来生物を発見した場合であつて、第一条に定める基準に従つて行う消毒により当該特定外来生物を十分に取り除くことが困難であると特定外来生物被害防止取締官が認めた場合に、当該特定外来生物の付着し、又は混入している輸入品等又は施設を、第一条に定める基準に従つて消毒を行い、適切な逸出防止措置をとつた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）その他関係法令に従つて廃棄することとする。ただし、対象となる輸入品等又は施設について、当該輸入品等又は施設が密閉された状態で直接焼却処理をする場合については、第一条の基準に従つた消毒をすることを要しない。

（あり科要緊急対処特定外来生物に係る消毒の命令の基準）

第三条 規則第二十九条の六第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による法第二十四条の五第四項において読み替えて準用する法第二十四条の三第一項に基づき定めるあり科に属する要緊急対処特定外来生物（以下「あり科要緊急対処特定外来生物」という。）に係る消毒の命令の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、特定外来生物被害防止取締官が特に必要があると認め

て別段の指示をした場合は、当該指示に従って消毒を行うものとする。

一 物品又はその容器包装（以下「物品等」という。）においてあり科要緊急対処特定外来生物が発見された場合は、その荷口の全部を消毒すること。ただし、あり科要緊急対処特定外来生物が僅少である場合その他特定外来生物被害防止取締官が取締上支障がないと認める場合にあっては当該荷口の一部を消毒することで足りる。

二 土地においてあり科要緊急対処特定外来生物が発見された場合は、当該土地及びその周辺の土地を消毒すること。

三 施設においてあり科要緊急対処特定外来生物が発見された場合は、当該施設を消毒すること。

四 植物防疫法第八条に基づく検査の対象となる輸入品等を消毒する場合は、同法第九条第一項に基づく消毒に係る基準（規程別表第三の方法の欄の六から十までに定める基準又は植物防疫法、植物防疫法施行規則及び規程に基づく検疫に係る要綱の別表で定める消毒方法の基準（臭化メチル、燐化アルミニウム又は青酸ガスを用いる方法であるものに限る。））と同様の方法で行うこと。

五 輸入時において植物防疫法第八条に基づく検査の対象となる物品等であつて、通関後に消毒の必要が生じたものにおいては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、規程別表第三の法の欄の六から十までに定めるに基づき実施される基準又は植物防疫法、植物防疫法施行規則及び規程に基づく検査に係る要綱の別表で定める消毒方法の基準（臭化メチル、燐化アルミニウム又は青酸ガスを用いる方法であるものに限る。）と同様の方法又は別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うものとする。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いて消毒が行われた場合においては、消毒が的確に実施されたことを特定外来生物被害防止取締官が確認するとともに、確認の結果、要緊急対処特定外来生物を取り除くために更なる消毒が必要と認める場合には、再度、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、消毒を行うものとする。

六 植物防疫法第八条に基づく検査の対象とならない物品等を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、別表第一に定める方法又は別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うこと。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いて消毒が行われ

た場合においては、消毒が的確に実施されたことを特定外来生物被害防止取締官が確認するとともに、確認の結果、要緊急対処特定外来生物を取り除くために更なる消毒が必要と認める場合には、再度、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき消毒を行うこと。

七 土地を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるペイト剤を用いた方法で行うこと。

八 施設を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うこと。

九 物品等を消毒する場合は、規程別表第四又は別表第五に基づき定められている基準に該当する構造を具備する倉庫又はサイロであつて特定外来生物被害防止取締官が指定する場所において行うこと。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いる場合についてはその限りではない。

十 前各号に掲げる消毒の実施に当たっては、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和四十三年四月二十二日四十三農政Ⓐ第六百九十九号）で定める対策と同様の消毒方法に応じた対策をとること。



(あり科要緊急対処特定外来生物に係る廃棄の命令の基準)

第四条 規則第二十九条の六第二項において読み替えて準用する規則第二十九条の六第一項の規定による法第法第二十四条の五第四項において読み替えて準用する法第二十四条の三第一項の規定に基づく廃棄の命令の基準は、あり科要緊急対処特定外来生物を発見した場合であつて、第三条に定める基準に従つて行う消毒により当該要緊急対処特定外来生物を十分に取り除くことが困難であると特定外来生物被害防止取締官が認めた場合に、当該要緊急対処特定外来生物の付着し、又は混入している物品等又は施設を、第三条に定める基準に従つて消毒を行い、適切な逸出防止措置をとつた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従つて廃棄することとする。ただし、対象となる物品等又は施設について、適切な逸出防止措置をとり、当該物品等又は施設が密閉された状態で直接焼却処理をする場合には、第三条の基準に従い消毒することを要しない。

別表第一

1 臭化メチルによる消毒方法の基準（倉庫くん蒸）

（薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル）

くん蒸時間	攪拌装置の有無	温度及び倉庫の等級											
		10度未満				10度以上 20度未満				20度以上			
		特A	A	B	C	特A	A	B	C	特A	A	B	C
48時間	有	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41
72時間	有	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41
24時間	有	53	56	—	—	42	45	50	54	31	33	37	40

2 臭化メチルによる消毒方法の基準（サイロくん蒸及びばら積倉庫くん蒸）

（薬量の単位：グラム／内容積1立方

メートル）

くん蒸時間	循環装置の有無	温度及び倉庫又はサイロの等級											
		10度未満				10度以上 20度未満				20度以上			
		特 A	A	B	C	特 A	A	B	C	特 A	A	B	C
48 時間	有	39	42	49	59	31	34	40	48	23	25	29	35
	無	-	-	-	-	-	58	58	58	-	43	43	43
72 時間	有	38	41	49	59	28	31	40	48	21	23	29	35
	無	-	-	-	-	-	58	58	58	-	43	43	43
24 時間	有	54	59	-	-	44	48	55	-	32	35	40	49

### 3 臭化メチルによるはしけくん蒸

袋詰めされた物品等については、倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた物品等については、サイロくん蒸（A級であって、循環装置を有するものに限る。）に準ずる。

- [注] 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に物品等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の物品等の温度とする。
- 2 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。
- 3 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。
- (1) 物品等の温度が測定できない場合
  - (2) 異なる本船に積載されていた物品等が同一の倉庫又はサイロに収容されている場合
  - (3) はしけくん蒸の場合

月別の概略的温度区分

地域 温度	北海道、沖縄を除く地域	北海道	沖縄	摘要
----------	-------------	-----	----	----

10 度未満	12 月～3 月	11 月～4 月	—	北海道における 12 月～3 月の臭化メチルくん蒸は、15% 増の薬量を用いる。
10 度以上 ~ 20 度未満	4 月～5 月、10 月 ～11 月	5 月～6 月、9 月 ～10 月	12 月～3 月	
20 度以上	6 月～9 月	7 月～8 月	4 月～11 月	

- 4 物品等の温度が 5 度未満の場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10 度未満」の欄に掲げる薬量の 15% 増の薬量を用いるものとする。
- 5 当該基準は当該物品の輸出入に際して行う検疫においてのみ用いるものとする。

4 臭化メチルによる消毒方法の基準（短時間くん蒸）

（薬量の単位：グラム／内容積 1 立方メートル）

種類	薬量	時間	倉庫の等級	適要
倉庫（海上コンテ	48.5	3 時間	特 A 及び A（海上コンテナについて	（1）コンテナくん蒸を実施する場合

ナを含む) くん蒸			<p>は「海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領」(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)第12により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2(注)の1の(2)の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナに限る。)</p>	<p>は、通気性の良好な積付けであること。</p> <p>(2) ガス濃度を40分以内に均一にできる攪拌機を使用すること。</p> <p>(3) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。</p> <p>(4) 当該基準は当該物品の輸出入に際して行う検疫においてのみ用いること。</p>
-----------	--	--	--	--

5 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準 (燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)

種類	薬量	等級	温度及びくん蒸時間
----	----	----	-----------

			10 度以上 15 度 未満	15 度以上 20 度 未満	20 度以上 25 度 未満	25 度以 上
倉庫くん蒸	2	特 A	30 日間	20 日間	—	—
サイロくん蒸		特 A 及	—	—	9 日間	6 日間
ばら積倉庫くん蒸 無循環サイロくん蒸		び A				
倉庫くん蒸  (かくはん装置 (可搬式 を含む。) のある倉庫に 限る。)	2	特 A	24 日間	16 日間	—	—
サイロくん蒸  (循環装置のあるサイロ		特 A 及	—	—	7 日間	5 日間
		び A				

に限る。)						
ばら積倉庫くん蒸						

## 6 燐化アルミニウムによるはしけくん蒸

袋詰めされた物品等については倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた物品等についてはサイロくん蒸に準ずる。

〔注〕 1 10度未満の場合は使用しないこと。

2 投薬方法は、庫外投薬機により投薬すること。ただし、攪拌装置のない倉庫くん蒸においては、倉庫の通路又は麻袋上に錠剤又は粒剤を均等に配置する方法によることができる。

3 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に物品等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の物品等の温度とする。

4 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のある



ものを用いるものとする。

5 月別の概略的温度区分を適用する場合は、薬剤混入法による消毒で穀類等の温度測定ができない場合に限り適用することができるものとする。

#### 月別の概略的温度区分

温度 \ 地域	北海道、沖縄を除く地域	北海道	沖縄	摘要
5 度以上～ 7 度未満	12 月～ 2 月	11 月	—	北海道における 12 月～ 3 月の 燐化アルミニウムくん蒸は、 くん蒸中、5 度以上の穀温が 確保されると認められる場合 は、左記の概略的温度区分に
7 度以上～10 度未満	3 月	4 月	—	
10 度以上～15 度未満	4 月・11 月	5 月・10 月	—	
15 度以上～20 度未満	5 月・10 月	6 月・9 月	12 月～ 3 月	
20 度以上	6 月～ 9 月	7 月～ 8 月	4 月～11 月	

				かかわらず 11 月の温度区分により実施できるものとする。
--	--	--	--	-------------------------------

7 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量の単位：グラム／内容積 1 立方メートル)

方法	倉庫の等級	実施方針の基準		
		薬量又は濃度	処理時間	温度
青酸ガス倉庫くん蒸	特 A 又は A 級	倉庫 1 立方メートルにつき 液体青酸 1.8 グラム	30 分	10 度 - 20 度

別表第二

種類	方法	備考
<p>ワンプッシュ式エアゾール剤（ボタンを押すことにより一度に内容量の定量（0.1～3ml 程度の少量）を噴射させるエアゾール剤）</p>	<p>内容積 1 立方メートルあたりトランスフルトリンを 1.34/mg 及びプラレトリンを 0.2/mg 又はトランスフルトリンを 0.8/mg シフルトリンを 0.1/mg 以上噴霧する。 コンテナと天幕の間にも同様噴霧する。</p>	<p>床面から 150cm 以上の高さで左右均等に噴射を行う。 噴射の際には内容物が壁面や荷物等に当たらないように留意する。 コンテナ外部はコンテナ天幕くん蒸と同様に被覆用天幕（厚さ 0.15mm 以上のビニール天幕又はこれと同等以上のもの）によりコンテナが密封されるようにする。</p>
<p>ベイト剤（IGR 剤）</p>	<p>発見地点を中心に周辺 0.5ha について製剤量で 1 回あたり 1.68 kg/ha 以上散布する。</p>	<p>有効成分量はピリプロキシフェン 0.5% 以上含有すること。</p>

		週1回程度の頻度でベイト剤交換を継続し、1ヶ月間確認されなくなるまで継続する。原則として、薬剤の散布は降雨のないときに実施すること。
ベイト剤（フィプロニル製剤）	発見地点を中心に周辺0.5haについて製剤量で1回あたり0.4kg/ha以上となるように散布する。	有効成分量はフィプロニル0.005%以上含有すること。 週1回程度の頻度でベイト剤交換を継続し、1ヶ月間確認されなくなるまで継続する。原則として、薬剤の散布は降雨のないときに実施すること。